

サテライトオフィス開設支援事業



お待ちしております！

中之条町では、新たな仕事を創出し、地域経済の活性化及び地域雇用の促進を図るため、町内に新たにサテライトオフィスを開設・運営する企業等にサテライトオフィス開設支援補助金を交付します。

「サテライトオフィス」とは…中之条町外の企業等が拠点事務所から離れた町内の場所に開設した事務所であって、従業者がテレワークにより拠点事務所の業務を行う就業場所となる事務所をいいます。

物件改修費用補助

対象経費の2分の1以内の額

(1,000円未満の端数は切り捨てた額)

上限額

①町内事業者施工 150万円

②町外事業者施工 75万円

開設支援金

サテライトオフィスを開設し運営する町外企業等への支援金

50万円

(注1) 補助対象期間は、補助金交付決定日からその日の属する会計年度末までの期間です。

(注2) サテライトオフィスの開設に対し、1回限りの交付です。

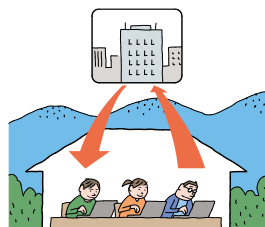
補助対象者

中之条町において新規にサテライトオフィスを設置した企業等で、次のいずれにも該当する事業者が対象となります。

- 町外で3年以上継続して事業を行っていること。
- 町内のサテライトオフィスにおいて3年以上継続して業務を行うこと。
- サテライトオフィスにおいて、従業員が1人以上就労していること。
- 風俗営業又は公序良俗に反する営業でないこと。
- 暴力団又は暴力団員関係者と密接な関係を有するものではないこと。
- 町税等の滞納がないこと。
- 会社更生法の規定による更生手続の開始の申立等がなされていないこと。

補助金申請の流れ

- 交付申請(事業者→町) **事業着手前**
- 交付申請の審査(町)
- 交付決定の通知(町→事業者)
- 事業実施(事業者)
- 実績報告(事業者→町)
- 実績報告の審査(町)
- 補助金額確定の通知(町→事業者)
- 補助金の請求(事業者→町)
- 補助金の交付(町→事業者)



詳しくは中之条町公式ホームページをご覧ください。地域共創課の担当までお問い合わせください。



中之条町公式HP 補助金 URL

<https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/4/1278.html>

お問い合わせ先：地域共創課 企画・デジタル戦略係
電話：0279-75-8837 (直通) FAX：0279-75-6562
E-mail：ki_chousei@town.nakanojo.gunma.jp